

## こころの悩み電話相談事業実施要領

### 1. 目的

こころの悩みをもつ市民を対象に、生活を送るうえでの支障となっているこころの悩みの軽減を図るため、こころの悩み電話相談を開設し、専門的な立場から助言指導を行うものである。

### 2. 実施主体

大阪市こころの健康センター

### 3. 実施内容

(1) 実施場所: 大阪市こころの健康センター

(2) 相談日

祝祭日を除く月曜日から金曜日(午前10時～午後3時)

(3) 担当者

精神科医師・精神保健福祉相談員・臨床心理職員・保健師等

(4) 対象者: 大阪市民を対象とする。

(5) 相談事項

相談内容は、精神保健に関すること及び精神障がい者の福祉に関することについて、相談・指導・助言・情報提供等を行い、必要に応じて保健福祉センター、医療機関、福祉等関係機関を紹介する。

### 4. 記録及び処理

(1) 相談者毎に「電話相談票」(様式2号)を作成する。

(2) 相談者の内、フォロー継続が必要と思われる者については、相談者の了解を得てその旨を、相談者の居住地を所轄する保健福祉センターに連絡をする。

(3) 電話相談票は所定の場所に保管し、各種相談票と共にプライバシーの保護に留意して保管する。

### 5. 報告

(1) こころの健康センターにおける精神保健福祉月報を作成し、こころの健康センター長に報告および健康局長あて報告する。

(2) この報告は、厚生労働省報告記入要領及び審査要領に基づき、精神保健福祉センター相談等の報告様式による。

## 6. 周 知

こころの悩み電話相談を広く市民に周知するため、市民だより等により周知に努める。

## 7. 留意事項

事業実施に当たっては、大阪市個人情報保護条例の規定に従うと共に、人権に配慮して行う。

## 付 則

この実施要領は平成12年4月1日から施行する。

この実施要領は平成18年4月1日から一部改定する。

この実施要領は平成20年4月1日から一部改正する。

この実施要領は平成25年4月1日から一部改正する。